



2025年9月10日

各 位

会社名	株式会社サイバー・バズ
代表者名	代表取締役社長 高村彰典 (コード番号：7069 東証グロース)
問合わせ先	取締役 岩田真一 (TEL. 03-6758-4738)

(開示事項の経過) 債権譲渡に関するお知らせ

当社は、2025年9月10日開催の取締役会において、当社が保有する売掛債権に関して、下記のとおり債権譲渡を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 債権譲渡の理由

当社は、2024年5月8日付け「債権の取立不能または取立遅延のおそれによる貸倒引当金繰入額の計上に関するお知らせ」にて適時開示のとおり、特定の取引先及びその連帯保証人に対する売掛金の取立遅延が生じており、以降、当該債権の取立に向けた裁判等の法的手続及び、回収交渉などの自助努力を継続し、債権の一部を回収してまいりました。

一方、主たる債務者・連帯保証人の資力に関しては、一部で既に破産手続の開始が決定しているなど、法的手続も含め、回収可能性が極めて低いと判断される状況が続いていることに加え、取立不能となっている期間の長期化、また今後も本件対応を継続することによる訴訟その他の費用面からの経済合理性、あるいは本件実施による財務課題の一掃性にも鑑み、今般、債権譲渡を行うことを決定いたしました。

2. 譲渡対象債権の概要

- (1) 主たる債務者：株式会社MIT（旧：株式会社ミュゼプラチナム）
- (2) 連帯保証人：FUNAI GROUP株式会社（旧：船井電機・ホールディングス株式会社）、株式会社秀和システム、外3名
- (3) 債権の種類及び金額：売掛債権 2,202,612,807円

(注) 本件売掛債権及び、当該売掛債権と同額の貸倒引当金につきましては、2025年5月14日に公表いたしました、当社2025年9月期第2四半期決算短信において、貸借対照表上は相殺表示を行っております。

3. 締結する譲渡契約の概要

- (1) 契約書名：債権譲渡契約書
- (2) 契約先（譲渡先）：有限会社ワイズ・パートナーズ
- (3) 譲渡形態：所有権移転を伴う真正譲渡
- (4) 譲渡価格：守秘義務により非開示とさせていただきます
- (5) 譲渡契約締結日：2025年9月26日（予定）
- (6) 債権譲渡日：2025年9月26日（予定）

4. 譲渡先の概要

- (1) 商号：有限会社ワイズ・パートナーズ
- (2) 本店所在地：東京都千代田区九段北4丁目1番3号
- (3) 代表者氏名：宮崎 芳雄
(代理人弁護士 村山幸臣)
- (4) 資本金：3,000,000円
- (5) 事業内容：債権の買取り業、金融業等

- (6) 当社との関係：
当該会社と当社との間に人的関係、取引関係及び関連当事者に該当する事実はありません。

5. 当社の業績への影響

- (1) 当社は、2024 年 5 月 8 日付け「債権の取立不能または取立遅延のおそれによる貸倒引当金繰入額の計上に関するお知らせ」にて適時開示のとおり、当時認識済の売掛金 2,215 百万円と同額の貸倒引当金繰入額を、販売費および一般管理費として 2024 年 9 月期第 2 四半期決算において既に計上しております。
- また、本件債権譲渡に伴い、関連コストの発生及び、営業外収益としての債権譲渡益の計上を見込んでおりますが、これら損益計算書への影響は軽微であり、2025 年 9 月期通期の業績見込に関しては、2025 年 9 月 10 日に公表の「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に織り込んでおります。
- (2) 加えて、本件発生時における一過性要因による財務状況の悪化等に関しても、2025 年 5 月 14 日付「『継続企業の前提に関する注記』の記載解消に関するお知らせ」にて適時開示のとおり、既に営業黒字化、営業 CF の黒字化などを実現し、健全な財務状況を回復済であります。
- (3) なお、本件において、所有権移転を伴う真正債権譲渡を行うことにより、当該貸倒引当金を当期における税務上の損金として算入することが認められる見込であり、その場合、当該期間における当社の実質的な税負担額は約 7 億円程度軽減する見込みであります。

以 上